

世界遺産講座

第11講

世界遺産講座第11講では、「顕著な普遍的価値」に欠かすことのできない「完全性」について紹介します。

人類の活動の痕跡である遺跡や現代まで守り繋がれている建造物等は、世界各国において普遍的に存在し、それぞれの国において誇るべき文化遺産として位置づけられている場合がほとんどです。それを世界的に認められるために各国は世界文化遺産の登録を目指しています。世界遺産の本来の目的が世界平和にあることはすでに第1講でも言及しましたが、近年ではそれらを観光資源として積極的に活用し、地域全体の活性化を目的とする事例が多く見受けられます。しかし基本的な前提として、本来存在すべきものが消滅していく場合や現存していても保護の体制が整っていない場合、それは完璧ではないと見なされ、世界遺産

として認められません。第10講で紹介した「真实性」と同じく、世界遺産として求められる重要な基準の一つである「完全性」について紹介します。

本講座において何度か紹介している「世界遺産条約履行のための作業指針」では完全性について、文化遺産・自然遺産とそれらの属性のすべてが無傷であることを測るためのものとしています。完全性がいかに満たされているかについては、まず顕著な普遍的価値を表現するために必要な要素が全て含まれているかという指標があります。これは世界遺産としてふさわしい価値を持つているかといふもので、完全性を満たす以前の条件といえます。次に資産の重

要性を示す特徴と背景を不足なく代表するために適切な規模が確保されているかという指標があります。これは重要性を示す証拠が十分に残っているかというもので、いかに重要な遺産でもその残存状況が悪ければ完全性が認められません。最後は開発や管理放棄による負の影響を受けているかという指標です。遺産が所在する国の法律等により十分な保護体制が確保されているかというもので、いくら重要な遺産でも保護する体制が整っていなければ遺産の保存につなげることができないという考え方に基づくものです。

以上の事項は文化遺産だけではなく自然遺産にも適用されるものですが、文化遺産はさらにいくつかの条件が付されています。具体的な例をあげると景観に悪影響を及ぼすような開発が行われていないか、世界遺産としての価値を証明する遺産が構成資産の中に含まれているかなどがあります。都市部では遺産に隣接して高層ビルが建設されてしまうと、遺産の景観が著しく損なわれてしまします。遺産は単体で存在するのではなく、周辺環境との関係が重要であることは

第9講で紹介した「緩衝地帯」でも紹介しました。また、顕著な普遍的価値として提示しているにも関わらず、それを証明するだけのものが含まれていないことや遺産の範囲外に価値を示すものが存在する場合も当然ふさわしくないものとして判断されることとなります。以上のように完全性については世界遺産としてふさわしい条件が整っているとともにその条件を維持・継承できる体制が整備されているかという基本的な事項を定めています。基本的な事項ばかりですが、遺産のほとんどが人類の歴史とともに歩んできたもので、二次的な改変や経年劣化、風化、消失等は避けることが難しく、過去から現代までの多くの人の努力により伝えられてきた遺産が世界遺産として認められることとなります。過去の人々が守り繋いできた遺産を、後世の人々へ適切に伝えることが現代を生きる我々の使命ともいえます。

(明日香村総合政策課)